

府中市防災情報システム
構築事業 実施設計委託仕様書

令和 6年 4月

府中市

府中市防災情報システム構築支援業務委託仕様書（案）

第1章 一般事項

1. 目的

府中市では、令和8年度の竣工を目途とし、新庁舎「はなれ」の整備を進めている。新庁舎「はなれ」竣工に伴い、現在別敷地にある防災危機管理課及び災害対策本部等の機能を新庁舎「はなれ」に移転する予定である。

移転に際しては、災害対策本部の機能強化と共に、「防災情報システム」の導入を検討している。

防災情報システムは、発災時に各種被害情報を収集・共有し、災害対策本部業務を効果的に支援する災害時の要となるシステムである。そのため、災害関連情報（各種気象情報や予報、J-ALERT等）等を自動的に収集する機能や、高所カメラ等からの映像、災害現場から報告される被害情報、避難所開設状況等を集約的に管理し、それらを映像や音響システムを活用して共有する機能を有するものとする。あわせて、災害発生時等に正確且つ迅速に様々な手段で防災関係者や市民に対し情報提供を行う機能も持ち、被害の最小化を図ることを目的とするものである。

また、デジタル同報系防災行政無線システムや市が管理運用するホームページやメール、SNS等との連携も行い、情報提供手段として一層の活用を図ることで、市の防災情報システムの構築支援を行うものである。

2. 委託業務名

府中市防災情報システム構築支援業務委託

3. 履行場所

府中市役所新庁舎「はなれ」4階防災危機管理課執務室、同災害対策本部室、中央防災センター、その他市内拠点施設

4. 委託期間

契約日から令和7年3月31日迄

5. 対象システム範囲

本業務委託で実施設計の対象となる「防災情報システム」の範囲は、以下とする。

(1) 防災情報システム・・・令和7年度新設

- ・新庁舎「はなれ」4階を中心に関連施設や職員間等で運用予定である。災害時等（訓練時、災害発生前の情報収集時含む）に被害情報、対応状況、外部からの提

供情報等が収集でき、関係者間での情報共有及び情報を必要とする関係者や住民に対してメールやSNS等による情報配信等が行えるシステム。

(2) 映像音響システム・・・令和8年度新設

- ・新庁舎「はなれ」4階に設置される災害対策本部室に整備予定である。サイズは100インチモニター横並び3台（もしくは50インチモニター12台）を想定しており、(1)の防災情報システム、(3)の映像音声共有システム、(4)の高所カメラシステム、府中市業務用端末、東京都DIS用端末等の画面を集約し表示する設備で、PCもしくはタブレットによる制御端末により任意に画面切替え等が行えるもの。また、それらの音源を府中市が室内に整備する音響設備に入力することで、室内に拡声することができるシステム。

(3) 映像音声共有システム・・・令和7年度新設

- ・新庁舎「おもや」第一特別会議室、新庁舎「はなれ」災害対策本部室、府中市中央防災センター等災害時に拠点となる各庁舎及び各室に整備予定である。各拠点分のカメラ及びシステムで構成され、相互に映像音声を共有することで災害時の円滑な情報共有や状況把握が行えるシステム。

(4) 高所カメラシステム・・・令和8年度新設

- ・市内高層建物の屋上等に整備予定である。火災や地震等の被害情報を早期に収集するための運用を想定し、幅広い気象や照度に対応して(1)の防災情報システムから容易に操作することができ、(2)の映像音響システムに表示が行えるシステム。
- ・東京消防庁が府中市内に設置している高所カメラの映像の提供を受けることによって、災害対策本部室において表示できるシステム。

(5) その他

- ・(1)～(4)に関連して市の災害活動に有益なシステム、サービス、設備

6. 関連法規等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関連法規に従って行うものとする。

- (1) 電波法及びその関係法令
- (2) 建築基準法
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (4) 電気通信事業法
- (5) 有線電気通信法
- (6) 日本工業規格
- (7) 日本電機工業会規格
- (8) 日本電気規格調査会標準規格
- (9) 建設業法

- (10) 労働安全衛生法
- (11) 電気工事士法
- (12) (一社) 電波産業会標準規格 ARIB STD
- (13) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」
- (14) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図(電気設備工事編)」
- (15) 府中市が定める条例及び規則等
- (16) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法規

7. 調査設備並びに機材

本業務に必要と思われる調査設備並びに機材は、受託者の責任で準備すること。尚、市より貸与が必要なものにおいてはその旨を書面にて提出し、協議の上決定する。

8. 着手時提出書類等

受託者は、業務着手時に以下の書類を業務担当課に提出し、市の承認を得るものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 業務着手届 | 2部 |
| (2) 実施工程表 | 2部 |
| (3) 業務計画書 | 2部 |
| (4) その他府中市が必要とする書類 | 2部 |

9. 諸手続

本契約に基づく調査等に必要なる諸手続は受託者が行うものとする。

10. 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷及び損害を与えた場合には、直ちに市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

11. 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、市に属するものとする。

12. 守秘義務

受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、市の承諾なく第三者に漏らしてはならない。

13. 仕様書の疑義等

仕様書に疑義が生じた場合は、市と協議して取り決めるものとし、受託者の一方的な解釈で本件業務を実施してはならない。協議において決められた事項は、本仕様書に優先する。

第2章 業務内容

1. 実施設計策定業務

現状の府中市災害対策本部の運営状況に関する調査を行ったうえで課題整理を行い、防災情報システムの実実施設計書を策定すること。

(1) 現状と運用状況の確認

現状及びネットワーク構成・台数・種類・運用方法等を市の提示する資料や現場確認やヒアリング等により把握、整理すること。

(2) 課題整理と先進事例調査

市の地域防災計画や市が提示する資料、ヒアリング等を基に、災害対策本部が効率的かつ迅速に関係各所との情報収集・共有・伝達を可能とする体制を構築するために課題になる点等を整理すること。

また、国や都の方針、他自治体の先進事例を調査し、各機能及びシステム全体として先進的かつ信頼性のあるシステムの検討を行うこと。

先進事例自治体調査については、受託者の提案・計画に基づき、先進事例自治体へのアンケート（10自治体程度とし、集計含む）及び視察提案（3自治体程度）を行うこと。

(3) 実施設計書の策定

(1)、(2)を基に、災害発生時に効率的かつ迅速に情報収集・共有・伝達等が可能な防災情報システム構築のための指針の策定を市と協議して行うこと。

実施設計として、システム全体の構成イメージの他、機器等設置図面、配線・電気系統図、ラック搭載図等の図面図書、図面図書からの拾い書による設計積算書、システムの概要や構成する各機器等の機能等を表す仕様書、及び市が必要とする資料を作成すること。

(4) 実施設計報告書の作成

上記(1)～(3)を整理し、「府中市防災情報システム構築のための実施設計報告書」としてとりまとめること。

2. 検討業務

実施設計に基づき、災害対策本部システムを構成する以下のシステム等について検討を行うこと。

(1) 防災情報システム

- 市場調査を行った上で、3社以上の製品を比較検討し、市にふさわしい要件を検討すること。また、市場調査の実施にあたってはRFI (Request For Information) を3社以上に行い、各社の機能比較の他、費用（導入費及び維持管理費用）、運用保守体制等についても比較を行うこと。

(2) 映像音響システム

- ・災害対策本部室の設計状況を踏まえ、最適な映像音響システム及び制御端末の検討を行うこと。特にモニターについては、サイズ、機能、特性、価格等について市場調査及び比較検討を行うこと。

(3) 映像音声共有システム

- ・情報管理上、一方的な要求で映像音声共有されないよう(2)の制御端末による制御が行える設計とし、カメラの機能、特性、価格、等について市場調査及び比較検討を行うこと。

(4) 高所カメラシステム

- ・複数のカメラシステムについて、適切な設置位置、操作方法、機能、特性、価格について比較検討を行うこと。
- ・東京消防庁が府中市内に設置している高所カメラ映像の共有については、東京消防庁との打合せを踏まえ検討すること。

3. 実施設計業務

(1) システム・機器の仕様書、図面、積算書等の作成

以下のシステム・機器のシステム調達仕様書、図面図書、設計積算書等作成の実施設計業務を行うこと。

- ① 防災情報システム
- ② 映像音響システム
- ③ 映像音声共有システム
- ④ 高所カメラシステム
- ⑤ その他

(2) プロポーザル用資料の作成

災害時に収集される情報の共有・配信等を行い、災害対策本部の意思決定や活動支援に使用する「防災情報システム」については、事業者のプロポーザルによる調達を予定しているため、提案用仕様書案や評価表案等、プロポーザル実施に必要なとされる資料の作成を行うこと。

また、プロポーザル実施時には、評価委員会に対する評価表の説明や、プロポーザル参加事業者からの提案書の比較集計、評価表への集計作業等を行うこと。

(3) その他資料の作成

以下の資料を作成すること。

- ① 年度ごとの整備スケジュールの策定
- ② 整備後5年間のランニングコスト計画の策定
- ③ 本設計全体のシステム及び機器構成図
- ④ 施工監理業務発注仕様書・見積書の作成

第3章 成果品

「第2章 業務内容」に基づき、以下の成果品を作成し、提出すること。

1. 府中市災害対策本部システム実施設計報告書
2. 検討報告書
以下の各報告を作成し、報告書としてまとめること。
 - (1) 防災情報システム検討報告
 - ・RFI 比較に基づく検討報告
 - ・必要機能要件
 - ・システム連携イメージ図
 - (2) 映像音響システム検討報告
 - ・主要機器比較検討報告
 - ・レイアウト図
 - (3) 映像音声共有システム検討報告
 - ・主要機器比較検討報告
 - ・レイアウト図
 - (4) 高所カメラシステム検討報告
 - ・主要機器比較検討報告
 - ・レイアウト図
 - (5) その他
3. 実施設計書及び発注仕様書（図面含む）
 - ・「第2章 業務内容」における「3. 実施設計業務」(1)の作成内容に基づく。
4. プロポーザル発注資料
 - ・「第2章 業務内容」における「3. 実施設計業務」(2)の作成内容に基づく。
5. 提出方法
成果物は A4判ファイル綴じ2部、および編集可能な電子データを提出すること。

第4章 その他

1. 資料の提出時期について

設計後の調達事業の予算要求スケジュールに合わせ、発注者の指示により概算事業費並びに関連資料を作成し提出すること。

2. 報告書の提出期限

業務委託期間内とするが、契約納期前に原案を提示し、発注者の確認を得ること。

3. その他注意事項等

- (1) 業務の遂行にあたっては市の監督職員と緊密な連絡を取り、円滑な推進を図ること。
また、調査設計に必要な資料は発注者が貸与するものとする。
- (2) 業務の実施に伴い必要とされる設備機器類は、受託者の負担で用意すること。
- (3) 業務に従事する技術者は、十分な経験と能力を有する者であること。
- (4) 調査設計過程で本仕様以外に、法改正若しくは計画に影響を及ぼす環境変化が生じると予測される状況となった場合においては、調査内容及び方法を含め随時実現性のある計画に修正すること。
- (5) 作成する仕様においては、業者を特定するものではないようにすること。

以上